

# 全建の「建設系公務員賠償責任保険」次期（8月始期）パンフレットを6月号とともに配付いたします！※1

～会員のみなさまに安心して働いていただくために～

※1…株式会社、一部の機構・公社を除く。

インフラを扱う建設系公務員は、職務上道路や河川などの公物管理に責任を負っており、訴訟リスクが高いと考えられます。管理瑕疵事故は、管理対象が多いことや管理内容が多様であること、さらに社会の変化などによって管理者側の予見義務も変化していくことなどから、これを完全に防ぐには困難があると言われてしています。

全建では、会員サービスの一環として、建設系公務員を取り巻く職務上の賠償責任リスクに対応するため、平成25年度から、「建設系公務員賠償責任保険制度」を実施しています。

創設初年度は、1,014名であった加入者も、現在では、3,400名を超える多くの全建会員の皆様が加入されています。

「職務上の行為」の結果で生じた事故だとしても、ひとたび訴訟を提起されたら、ひとごとでは済まなくなります。『備えあれば憂いなし』です。今年度も月刊「建設」6月号とともに保険の新規パンフレットを配付いたします。

会員の皆様に安心して働いていただくために、これまでご加入されていた会員の皆様には引き続きのご加入頂き、未加入の会員の方は是非ご加入をご検討下さい。

## 1. なぜ今、保険に入っておく必要があるのか ～事例を中心に～

### ① インフラの多くが今、老朽化の時期を迎えています！

～国家賠償法に基づく職員への求償として考えられる事例～

全国各地の自治体では、インフラの老朽化による危険なインフラのリスクが急速に高まっている状況にあります。

こうした施設の老朽化により、管理瑕疵事故が発生しやすくなります。例えば、パトロールの見落とし、点検不足などに起因した災害などが起こりやすくなり、その結果被害者から損害賠償請求が生じることが考えられます。

（なお国家賠償法によらず民事訴訟の場合もあります）

建設後 50 年以上経過する社会資本の割合

|                     | 2018年3月 | 2023年3月 | 2033年3月 |
|---------------------|---------|---------|---------|
| 道路橋<br>(橋長2m以上)     | 約25%    | 約39%    | 約63%    |
| トンネル                | 約20%    | 約27%    | 約42%    |
| 河川管理施設<br>(国管理の水門等) | 約32%    | 約42%    | 約62%    |
| 下水道管きよ              | 約4%     | 約8%     | 約21%    |
| 港湾岸壁<br>(水深-4.5m以深) | 約17%    | 約32%    | 約58%    |

資料)国土交通省

### ② 現場でのトラブル対応の備えは充分ですか？

～民事訴訟として考えられる事例① 工事中の事故、住民の転落事故など～

現場では、インフラの老朽化以外にも、様々な思わぬ事故が発生します。工事監督をされている職員の方、河川管理・道路管理をされている職員の方々が、訴訟には絶対に巻き込まれないとは言えません。十分に備えておく必要があります。

～民事訴訟として考えられる事例② 入札・契約におけるトラブル～

近年、総合評価落札方式における入札では、調査基準価格ぎりぎりの応札が続いている状況です。この状況下では、落札者決定にあたって、積算や技術評価等の技術審査にミスが許されず、ミスが生じた場合には、本来入札できた業者からの損害賠償請求等のトラブルが発生する可能性があります。

### ～民事訴訟として考えられる事例③ 住民とのトラブル～

許認可関連、情報公開請求、例えば手続きの不備・遅れや土地の境界争いに基づくトラブルにより、住民から損害賠償請求が生じることが考えられます

また、実際に他の保険において請求がなされたケースとして、違法工事の黙認・放置に関して慰謝料を求める請求や、不当な業者への適切な指導不足について訴えが提起されています。

そのほか住民とは、いわゆる「言った・言わない」などといった、説明不足に起因した施工に対するトラブルも考えられます。



## ③ 会計検査院等、公的機関から弁償を求められることがあります！

### ～弁償責任制度に基づく職員個人への弁償命令として考えられる事例～

例えば、検定(又は監査)の結果、担当者の工事費の積算に過失があり、過大な支出があったとして会計検査(又は監査請求)で指摘され、当該担当者ならびに関係者に対し、重大な過失があったとして省庁・地方公共団体等の行政機関に弁償命令(又は賠償命令)がなされる場合があります。この結果、行政機関は重大な過失を犯した当該担当者等の個人に対して損害賠償請求(求償等)を行う可能性が生じてきます。

全建の保険では、訴訟提起された裁判による損害賠償請求のみならず、こうした、省庁・地方公共団体等の行政機関から直接なされた損害賠償請求(求償等)についても補償の対象としています。

そのほか、全建の保険は、職場内におけるパワハラや名誉毀損の慰謝料請求の訴訟についても、補償の対象としています。

## 2. 全建の「建設系公務員賠償責任保険」とは？

### 1. 主な特徴

全建の「建設系公務員賠償責任保険」では、下記の特約条項を付けています。

- ① 初年度加入日より前に行った行為に起因する請求も補償されます！  
保険に加入された日以降だけではなく、これまで公務員であった全ての時期に行った行為に起因する請求についても補償されます。
- ② 裁判に限らず、和解や示談による対応も補償されます！※  
※事前に引受保険会社が必要かつ妥当と認めた場合に限りです。
- ③ 退職後も5年間の補償が続きます！  
退職(退職扱いも含む)された場合、その後の保険料は支払わなくとも、自動的に引き続き5年間補償が継続されます。

### 2. お支払いする保険金

保険期間中に請求がなされたことにより、次の①～⑤の保険金が支払われます。

- ① 弁護士費用等  
(主な内容)着手金、弁護士依頼費用、弁護士への成功報酬金、調査費用、資料作成費 等
- ② 法律上の損害賠償金(裁判所による賠償命令等によって生じる賠償金など)  
(主な内容)被害者の治療費・休業補償・慰謝料、修理費、逸失損益、名誉毀損等で生じた経済損失 等

- ③ 法律上の弁償金<sup>※2</sup>(裁判所以外、省庁等の命令によって生じる弁償金です)  
 (主な内容)会計法41条1項、予責法3条2項、物品管理法31条1項及び2項に基づく弁償金  
 (※2 支払い限度額があります(詳細はパンフレット又は全建ホームページをご参照下さい))
- ④ 初期対応費用(争訴対応のため、準備などにかかる費用です)  
 (主な内容)事故原因の調査ならびに取り片付け費用、対人事故による被害者への見舞金 等
- ⑤ 訴訟対応費用(応訴のために支出する旅費や文書作成にかかる費用です)  
 (主な内容)被保険者が応訴のために支出した諸費用(文書作成費用、交通費・宿泊費) 等

この保険は、全建ホームページ (<http://www.zenken.com/>) の「建設系公務員賠償責任保険制度」のページから、

## インターネット お申し込みができます!!<sup>※3</sup>

※3 クレジットカードのほか、Pay-Easy(ペイジー)、コンビニ支払いに対応しています。

安心して公務に従事していただくため、ぜひこの保険をご活用ください!



### ＝4月に異動のあった皆様へ＝

人事異動等により、地方協会の変更があった皆様は、異動先(派遣先)の地方協会において、引き続き全建会員としての入会(継続)手続きを忘れずをお願いします!

会員資格が無くなっていた場合、保険金等が支払えなくなることがありますのでご注意ください。

#### ・保険内容に関する問い合わせ・ご相談

取扱代理店: 建栄サービス株式会社 (担当)竹田 TEL: 03-3291-6340 E-mail: kenei-s-hp@kenei-s.co.jp

引受保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社 (担当)公務第一部公務第一課 安斉 TEL: 03-3515-4122

#### ・会員に関する問い合わせ

団体保険契約担当: (担当)本会会員課 春日・露木 TEL: 03-3585-4546 E-mail: kaiin@zenken.com

詰 碁

黒 先

出題 土井 誠 八段

[ヒント]  
ハネゴロシの筋ではうまくいきません。

[あなたの棋力は?]  
5分……………初段  
(解答は84頁)

詰 将 棋

出題 石田 和雄 九段

[ヒント]  
打歩詰めは禁手。それを避ける手筋。

[あなたの棋力は?]  
5分……………初段  
10分……………一級  
(解答は84頁)